

低炭素建築物及び性能向上計画認定に係る技術的審査 現行基準での新規受付終了のご案内

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、建築物省エネ法誘導基準及び都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）誘導基準が改正され、2022年10月1日以降に所管行政庁へ認定申請する物件から新基準が適用となります。

現在、弊社は大変多くの申請をいただいております。低炭素建築物及び性能向上計画認定に係る技術的審査についても、通常よりお時間がかかる状況となっております。

そのため、9月中に技術的審査適合証が交付に至らず、所管行政庁への認定申請が間に合わない恐れがあるため、現行基準のご依頼については、下記の期日を以って新規受付を終了させていただきます。

また、新基準での受付開始日については、弊社ホームページにてご案内させていただきます。

下記の事項をご確認いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

① 現行基準での新規受付を終了する業務

- 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
- 性能向上計画認定に係る技術的審査業務

② 現行基準での新規受付終了日

■ 2022年8月26日（金）

- ・ 郵送の場合 ⇒ 8月26日（金）の書類到着分まで
- ・ Webの場合 ⇒ 8月26日（金）17時20分の登録分まで

※不足書類等がある場合は、不足書類が解消された時点が受付となります。

また、FAX及びメール等での審査依頼は、受付しておりません。

③ 新基準での新規受付開始日

■ ホームページにてご案内いたします

※改正に対応したエネルギー消費性能計算プログラムの公開並びに帳票等の準備が整い次第開始いたします。

④ お問い合わせ先

■ 既にご依頼済の「物件の受付」及び「審査状況」

各審査センターへお問い合わせください

※ 上記以外の内容につきましては、各支店へお問い合わせください。

以上